

香川県人権教育・啓発に関する基本計画（改正素案）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

人権・同和政策課 総務・人権グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
電話：087-832-3201/FAX：087-831-3680
E-mail：dowaseisaku@pref.kagawa.lg.jp

令和3年8月6日から令和3年9月6日までの1カ月間、香川県人権教育・啓発に関する基本計画（改正素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉
個人 2件

〈提出されたご意見の数〉
個別人権課題への対応に関すること 2件

| ご意見（要約） | ご意見に対する県の考え方 |
|---|--|
| 5 個別人権課題への対応に関すること | |
| <p>(6) 性的少数者 ① 現状と課題 「性同一性障害」という表現は、2022年からWHO（世界保健機構）では使用しなくなると聞いている。修正が必要ではないか。</p> | <p>本計画（改正素案）に記載している「性同一性障害」という言葉は、法令の名称で使用されていますので、改正素案の決定の際に、その法令の名称に変更があれば、対応します。また、本計画の用語集に、性同一性障害について説明を追加し、WHOが性同一性障害を「精神障害」の分類から除外する旨を記載します。</p> |

| ご意見（要約） | ご意見に対する県の考え方 |
|--|--|
| <p>(10) インターネットを用いた人権侵害 ①現状と課題</p> <p>他人の人権を侵害する悪質な情報発信について、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなどの県の対応について、当該情報等の発信者から、県の申し入れに対して不服・疑義が提起された場合は、どのように調整を図るのか。</p> <p>また、一見して誹謗中傷に見える表現であっても、受け手によっては誹謗中傷と認識していない場合もある。申し入れには慎重に対応すべきだが、県の調査は強制力を持たず、限界があるのではないか。</p> | <p>「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」のガイドラインでは、被害者本人又は法務省人権擁護機関からの申出により事業者が削除に応じることとなっており、本県では、掲示板等のルールに基づき任意・匿名で掲示板の管理人等に削除要請を行うほか、高松法務局に通報することとしており、法務省の人権擁護機関が停止・削除を申し入れることとなります。</p> <p>また、ご意見のとおり、このような申入れは、強制力がなく、事業者の判断に委ねられていますが、一定の抑止効果があると考えますので、高松法務局と連携・協力し、表現の自由に十分配慮しながら適切な対応に努めてまいります。</p> |